令和9年度税制改正意見書

東海税理士会小牧支部　令和7年9月

番号	税目	改　正　意　見	理　由	関係条文
7	所得税法	生命保険契約に基づき支払いを受ける介護保険金については非課税限度額を設けるべきである。【継続】	生命保険契約に基づき支払いを受ける介護保険金については、その受取人が被保険者、その配偶者、もしくはその直系血族、またはその生計を一にするその他親族の場合には非課税扱いとなる。 一方で、支払保険料及び受取保険金が多額の場合、被保険者の財産を無税でその他の親族に移転することができ、将来発生する相続税又は贈与税を不当に減少させてしまう可能性があるため、非課税限度額を設けるべきである。	所法9
取り上げるべきだと思います。				
法律改正がなされていないかと思いますので、取り上げたいところです。				
過去の新聞記事によると、贈与税を回避することを目的にした加入など、本来の目的に則さない契約はできないようになっているため、法改正を待たずして運用面で改善されているため、提案しない。				
10	所得税法	個人事業主である士業の業務に関する報酬に対する源泉徴収を取りやめること。【継続】	現在、源泉徴収義務者が個人事業主である税理士等の士業に報酬を支払う際にはその報酬の一部を源泉徴収する必要がある。一方、支払う相手が法人である場合にはそのような必要はない。ともに同じサービスの対価なので源泉徴収義務者が負担する事務手続を統一すべきである。	所法204、205
令和8年度税制改正意見書には載っていないので、取り上げても良いかと思います。ただ、理由付けがもう少し欲しいかな？				
取り上げて欲しいです。事務負担軽減のため				
今までも上記意見はあったかと思うが、建議書において「源泉所得税制度を見直すこと。」とあり、「源泉徴収の対象となる所得の範囲や計算方法について、必ずしも明確でないものがあることから、時代の変化に合わせて見直しながら、規定の明確化を図るべきである。」とあるのは、士業への源泉徴収の廃止は難しいと踏んで「やんわり」とした表現になっているのではないかと推測します。そのため、今回は提案しない。				

番号	税目	改　正　意　見	理　由	関係条文
11	所得税法	土地の売却に際して支払った整地費用を譲渡費用とみなすこと。【継続】	土地の譲渡に際して支払う整地費用は土地の改良費であることから概算取得費を用いる場合は必要経費として加算することができない。一方、家屋の取り壊しに要する費用は譲渡費用であることから概算取得費を用いる場合でも必要経費となる。ともに土地の売価を高めるために支出するものであることから整地費用も譲渡費用としてみなすべきである。	所法38
令和8年度税制改正意見書には載っていないので、取り上げても良いかと思います。				
取り上げるべきだと思います。				
整地費用が取得価額になることは争いがない。そうすると、概算取得費5%と譲渡時の整地費用のどちらが高額であるかという問題になる。 そもそも概算取得費が5%と規定されていることが問題ではないか。昭和28年の超インフレに対する施策が今でも適用されている。 現在の土地価額の上昇率などを踏まえた新たな指標が必要ではないか。 本年は提案しないが、来年に向けて再度、検討したい。				
17	法人税法	役員給与、役員退職金について不相当に高額かどうか検討可能な情報を開示すべきである。【継続】	法人税法第34条2項に規定する「政令で定める金額」（法人税法施行令70一、二）が不明瞭（事業規模が類似する法人の抽出方法、抽出した額の平均値をとるか最高値をとるか等）であるため、国税当局と納税者の間にトラブルが生じやすい。さらに、納税者は類似法人に関する情報を得る手段が限定されており、納税者の予測可能性が確保されているとは言い難い。従って、不相当に高額かどうかの判断をするために有用かつ客観的な情報を納税者に開示すべきである。	法法34、法令70
不相当に高額など曖昧な規定が多いので、情報を開示してもらえる事はありがたい。				
国税内部においても「有用かつ客観的な情報」の具体的な基準は持ち合わせてはいないのではないかと思われる。 税務署側も個別に対応できないことが想定されるため、提案しない。				
19	所得税法 法人税法	現在の減価償却資産の損金算入制度には3つの基準が設けられている。これらの3つの基準を統一すべきである。【継続】	減価償却資産の取得価額が10万円未満、20万円未満、30万円未満であることに応じて取扱いが定められているが、これを30万円以下は少額資産として統一し損金算入を認めるべきである。	法令133、133の2、134、所令138、139、139の2、措法28の2
確かに統一してもらえるとわかりやすい取り上げて欲しい				

番号	税目	改　正　意　見	理　由	関係条文
下記15番の意見に集約				
22	消費税法	免税事業者の2割特例制度の延長又は恒久化【継続】	免税事業者がインボイス登録事業者になった場合、税負担の軽減に配慮して税額控除の経過措置（2割特例の選択）が、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間認められているが、免税事業者の税負担を軽減する観点から、少なくともあと3年間延長するか、恒久化とすることを望む。	平成28年改正法附則51の2①、②
取り上げるべきだと思う。				
東海会の意見書に「2割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）については、期間を設けず適用を受けることができるようにすべきである」とあります。そのため提案しない。				
23	消費税法	簡易課税制度を申告書に記載することで選択できるようにすべきである。【継続】	簡易課税制度の内容は仕入れ控除税額の計算方法のひとつにすぎない。よってこれまでのように事前に届出することなく、申告書に記載すれば選択できるようにすべきである。	消法30、37
確かに届け出することなく選択できることが望ましい。それで言うと、相続時精算課税制度の届出書も申告書に記載すれば選択できるようにしてほしい。				
東海会の意見書に記載されているため、今回は提案しない。				
24	消費税法	調整対象固定資産を取得等した場合の納税義務の判定の特例及び高額特定資産を取得等した場合の納税義務の判定の特例を廃止すること。【継続】	令和2年度税制改正により「居住用賃貸建物に係る仕入税額控除の不適用」の規定が創設された。これにより、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除されないこととなったため、「調整対象固定資産を取得等した場合の納税義務の判定の特例」及び「高額特定資産を取得等した場合の納税義務の判定の特例」はその役割を終えたと考えられ、これらの規定を廃止すべきである。	消法9、12の2、12の3、12の4、30
確かに廃止すべきだと思う				
東海会の意見書に記載されているため、今回は提案しない。				

番号	税目	改　正　意　見	理　由	関係条文
28	相続税法	物納の要件を緩和すること。【継続一部修正】	相続税は金銭で納付することが原則とされているが、金銭で納付することが困難な理由がある場合には、物納することが認められている。ところが、平成18年度改正で物納許可限度額の制度が導入され、物納が認められる金額が一般的に低下したことから、改正前と比べ、物納の申請件数が著しく少なくなっている（参考：平成18年度1,036件、令和5年度23件）。ただ、相続財産の8割近くが現金・預金以外の資産である現況に鑑みると、物納の要件を緩和し、物納し易くすべきである。	相法41 相基通41-1
物納の要件は緩和してほしい				
下記3番の意見に集約				

番号	税目	改　正　意　見	理　由	関係条文
31	相続税法	相続税法の障害者控除について、障害者が85歳以上の相続人についても、税額控除をできるような改正を希望する。【新規】	現行の相続税法の障害者控除は、相続又は遺贈により財産を取得した者が、85歳未満の障害者であるときは、85歳に達するまでの年数（その年数が1年未満であるとき又はその年数に1年未満の端数があるときは、それを1年として計算する。）について1年当り10万円（特別障害者は20万円）の税額控除を認めている。 この障害者控除の規定は、心身に障害のある者の場合は、一般的にそうでない人に比して、より多くの生活費を必要とする点を考慮して、その心身障害者の生活保障に資するために昭和47年に設けられたものである。当時の平均寿命を考慮して、70歳未満となっていたところ、平成22年の改正により、平均寿命の伸びを考慮して、85歳まで引き上げられたところである。ちなみに、平成22年（2010年）当時の平均寿命は、男性が79.55歳、女性が86.30歳であり、令和2年（2022年）の平均寿命は、男性が81.05歳、女性が87.09歳となっており、平均寿命はそれほど延びてはいない。 ところが、最近の相続の事例では、90歳以上の者が相続人となることも多く、しかも、その多くは障害者として寝たきり等で施設に入所しているケースが多いように思われる。 このようなケースでは、相続人が障害者であるにもかかわらず85歳以上であるからいって、相続税法上の障害者控除を全く認めないことは、その者にかかる施設費用や入院費用などの費用負担を考慮すると、著しく公平性に欠けているものといえる。 そこで、85歳の年齢をさらに引き上げることも考えられるが、平均寿命の伸びがそれほどないため、別の手当として、残された配偶者が相続開始時において85歳以上の障害者であり、その後に死亡した場合には、死亡時の年齢から85歳を差し引いた年数に1年当り10万円（特別障害者は20万円）の金額について、事後的に更正の請求により税額控除を認めることにより還付請求できるようにすることで、超高齢化社会の相続にふさわしい規定を設けるべきであると考える。	相法19の4
相続人が高齢になっているため、これは取り上げたいです。				
死亡時の年齢から85歳を引いた年数に100,000円を控除すると、85歳で亡くなった方が1番少なくなると思うので、85歳以上は一律100,000円の控除(特別障害者の場合は200,000円の控除でどうでしょうか。				
この意見を採用する。 ただし、どのように改正すべきかという解答が見つからないため、最終段落については削除し、今後の課題とする。				

番号	税目	改　正　意　見	理　由	関係条文
35	地方税	個人事業税について事業主控除額を適正な額まで引き上げるべきである。【継続一部修正】	個人事業税の事業主控除は法人事業税とのバランスを考慮して事業主報酬部分には事業税を課さない趣旨から設けられている。国税庁が公表している「民間給与実態統計調査（令和4年分）」によると、1年を通じて勤務した給与所得者の平均給与額は約458万円であるため、少なくとも400万円程度に引き上げるべきである。	地法72の49の14
取り上げるべきだと思います。				
東海会の意見書で「個人事業税の事業主控除額を法人役員の給与との平衡を考慮した水準とすること。」とあるため、今回は提案しない。				
38	地方税	少額減価償却資産(30万円未満)については、固定資産税(償却資産税）の対象から除外すること。【継続】	固定資産税の賦課期日は1月１日、申告期限は1月末日であるが、法人が20万円未満の減価償却資産を取得した際、一括償却資産とするか少額減価償却資産とするかの選択は確定決算によるため、固定資産税の申告期限において確定していない場合がある。また、少額減価償却資産は即時に償却されオフバランスとなることから、事業者に複雑な管理を強いることになる。不確定要素を除去し申告業務を簡素化するためにも、少額減価償却資産は固定資産税の対象から除外すべきである。	地法341、349の2
私も同意見です。取り上げるべきだと思います。				
東海会の意見書において「減価償却制度を国税の減価償却制度と同一の制度とすること」とし、「少額減価償却資産は対象資産から除外すべきである」としているため、今回は提案しない。				

番号	税目	改　正　意　見	理　由	関係条文
39	税務行政	書面添付制度のさらなる利用率の向上に向けた推進策について【新規】	書面添付制度は、申告納税制度と納税義務の適正な実現という税理士制度の本旨に合致した制度として、日本税理士会連合会の要請により、昭和31年の税理士法改正で実現した制度であり、その後平成13年の事前通知前の意見聴取制度が追加されたものである。 既に制度導入から50年以上経過し、意見聴取制度の追加からも20年以上経過しているが、添付割合は、令和4年度の発表資料によると、所得税は1.5%、相続税は23.4%、法人税は10.0%となっており、ここ数年を見ても添付割合はほとんど微増しているにすぎないのが実情である。 これは、書面添付を利用することにより、調査前に意見聴取をすることで調査省略になるというように言われてもいるが、税務署の運用の実態は、そのようにされていないのではないかといった税理士の意見もある一方で、税理士自身においても書面作成に時間や労力がかかる、書面添付の作成報酬を納税者に別途請求しづらい、といった意見もある。 このように添付割合が一向に増加しない原因は、そもそも納税者にとっては、そもそも書面添付を提出するか否かにかかわらず税務調査が実施されるかどうかは不確実であり、直接的な金銭的インセンティブがないことや、税理士にとってもそもそも書面添付の作成（記載）の仕方がよく分からないといったことや、書面添付を作成する労力や時間がかかる割に報酬を別途請求することが難しいことがあげられる。 他方、税務署にとっても、書面添付制度の普及・拡大は、税務行政における調査事務の円滑化・簡素化につながる重要な制度であり、今後とも大幅な定員増加が見込まれない国税庁において、業務の効率化や調査事務における人的資源の重点配分に資するものである。 そこで、e-TAXの普及に大きく貢献した青色申告特別控除65万円の控除（租税特別措置法第25条の2第4項）を参考にして、税理士が書面添付を作成した場合には、新たに所得金額から控除できる控除項目（金額としては、例えば10万円とか30万円とか）を設けることにより、納税者に直接的な金銭的インセンティブを与えるとともに、税理士にとってもこれにより別途報酬が請求できるようにすることによって、書面添付制度の一層の普及・拡大に資するような規定を創設することを望む。	税理士法33条の2、35条
書面添付のメリットがはっきりしていて、お客様にも説明しやすく、わかりやすい取り上げるべきだと思います。 インセンテイブがあることによって、普及促進が図れる。				
以前の会議において「書面添付は税理士側の要求によって実現した制度」であり「普及させるために減税などのインセンテイブを要求する」のはいかがなものか。という趣旨の言葉を聞いたことがある。税理士が納税者に対して訴えかけることによって普及促進させる必要があるのであって、税制にインセンテイブを求めるのは間違っている。ということだと思う。そのため、今回は提案しない。				

	番号	税目	改　正　意　見	理　由	関係条文
青山英明	42	税務行政	税理士法33条の2に基づく意見聴取がされた後、調査に移行する場合には、その理由を開示するよう規定すべきである。【継続】	意見聴取がおざなりに行われ、実地調査に移行することがあり、書面添付制度が効果的に運用されていないと感じられることがあった。特に、意見聴取から実地調査に移行したにもかかわらず、特段新しい問題点も指摘されず、是認となった事例もあり、その運用に疑問を感じる。税理士法33条の2に基づく書面添付がされている申告については、原則、調査は省略されるべきであり、調査に移行する場合には、その理由を開示するよう規定すべきである。	税理士法33の2
	33条の2を出すのであれば、そのメリットは大きい方が良いと思うので良いと思います。				
	実地調査に移行する場合には、税務署が何らかの端緒資料を持っていることが多く、それを基に調査選定をしている可能性が高い。それを意見聴取時点で開示するよう求めても、調査理由の開示と同様に、一般論として「申告内容の確認のため」などと抽象的な回答しか得られないのではないかと思われる。今回は提案しないが、今後も同じような運用がなされるか注視したい。				
	1	所得税・法人税	福利厚生費として認められる社員旅行の規定の見直し（給与として課税しない範囲の見直し）	福利厚生として行われる社員旅行は謝意の慰安目的だけではなくなってきている。社員旅行の開催目的として、家族も参加可能とし社員を支える家族への慰労や、家族に会社を理解してもらうことを目的として開催されることが多くなってきている。社員の定着や勤務の弾力化には家族の理解なしにはできないし、何かあったときに会社に対して家族の理解があるのとないのでは家族からの助言の方向性が異なり、家族の参加は慰安以上に意味があるものである。 また、想定されている社員旅行は時代遅れとなっており、実際の社員旅行は家族を含めての遊園地などが増えてきている。当然、限度を超えたものは給与扱いとなるべきであるが、過半数の参加などの条件は、かえって慰安の目的を阻害しないだろうか。最後にBBQは明確に分けられないということで家族分も認められ、福利厚生クラブも全額経費となるので、整合性も必要である。	所基通36-30、36-50、37-17～19、昭63直法6-9他
	従業員の家族も含めて社員旅行する例も増えてきており、従業員も含めての社員旅行が一般的になりつつあるため。 （税法でよくある「社会通念上」に該当する可能性が高まってきているため。）この意見を提出したい。				
	提出するのであれば、給与として課税するかという問題と、福利厚生費として損金処理が可能かどうかが混在しているため、整理が必要である。				
	少額不追求の趣旨から逸脱してしまう可能性があるため、今回は提案しない。				

青山英明

番号	税目	改正意見	理由	関係条文
2	税務行政	利用者識別番号が変わっても、申告・申請の情報を引き継げるようにしてほしい。	利用者識別番号を再取得すると、過去の申告や届出の情報が見えなくなってしまう。 e-Taxを用いて相続時清算課税の届出をした者が、後年、利用者識別番号を再取得することが想定される。相続発生時に受贈者本人が相続時清算課税を失念していた場合、新たな利用者識別番号では、e-Taxのマイページで相続時清算課税の届出が確認できないため、さらなる利便性のために改善されるべきである。	
どちらかというと、マイナンバー等で利用者識別番号を教えてもらえるような運用が良いのではないかと思います。利用者識別番号が不明な納税者について、新しい利用者識別番号を付した場合に、税務署から確認の電話があったりします。個人の確定申告時期に住所地に利用者識別番号を付した葉書を郵送できるのであれば、申請によって住所地に利用者識別番号を付した書類を郵送してもらえるような運用ができれば問題がなくなると思います。				
新規のお客様が届出をとっていない場合は閲覧できると非常に安心であるため。 また、無料相談ですぐに情報が欲しいときも同様です。そのためこの意見を提出したい。				
この問題は税制改正という範囲ではないと思われるため、今回は提案しない。 ただし、運用を変えて欲しいという要望があり、国税にとってもデメリットは無いと思われるので、何らか意思表明をしたい。				

	番号	税目	改　正　意　見	理　由	関係条文
安達幸男	3	相続税法	現行の物納制度は、「納付すべき相続税額を延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合」との要件があり、「その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度」としている。 　高齢化社会にあって高齢者の相続事案が多いことや遺産の大半が不動産である方にも配慮して、物納用件の緩和を求める。	現行の規定では、まずは延納が認められるかどうかを検討すべきこととなり、いきなり物納は認められない仕組みとなっている。また、納付困難額の算定においては、生活費として通常必要な金額の3ヶ月分及び事業継続に必要な金額しか考慮されていない。 　最近の長寿社会では、相続発生時期も90歳前後という例も珍しくなく、また、残された配偶者や子の収入も年金収入のみといった方が多いのが実情である。また、遺産の大半が不動産である家庭においては、相続税を納付するために相続した土地を売却せざるを得ないケースも多く、土地譲渡によってさらに所得税住民税の負担もかかることもあり手残り金額が少なくなってしまう（相続税額の3年以内取得費加算の規定はあるものの、取得費加算であるため税額圧縮効果は小さい。）。 　そこで、物納の要件を緩和し、①延納によっても金銭納付ができないことの要件を撤廃する、②生活費として通常必要な金額を例えば1年分や3年分などとするなど、物納制度が使いやすいものとなるようにしていただきたい。 　従来の物納申請事案の多寡や事務処理に長期間を要していた問題点は、物納適格財産を厳格化することによって申請事案数を絞ることが可能であるので、要件緩和によって税務署の事務負担や処理遅延が生じるおそれも少ないものと考える。	相続税法第41条、相続税法施行令第17条
	R6年度No.28と合わせて、取り上げたいと思いますが、いかがでしょうか？				
	「土地譲渡によってさらに所得税住民税の負担もかかることもあり手残り金額が少なくなってしまう」の意見に賛成であるため。提案したい。				
	物納申請の手間と時間を考えると、もっと緩和して欲しいところであるため、取り上げたいです。				
	遺産の大半が不動産である方も多い為、取り上げたいです。				
	この意見を採用する。バブル崩壊後に物納が多かったため、金銭的困難であるというフィルターがかかった。 このフィルターが厳しすぎるため、物納が絞られてしまった。あまりにも絞られ過ぎなため、これを是正して欲しい。				

	番号	税目	改　正　意　見	理　由	関係条文
安達幸男	4	租税特別措置法（所得税関係）	新ニーサによって、国民の投資は促進されているものの、かなりの部分は日本国内への投資ではなく、外国への投資（いわゆるオールカントリーの投資信託など）に向けられているのが実情である。 このため、多額の円が外国への投資に向けられており、日本経済は構造的に円安傾向にあり、慢性的に物価高を引き起こしているとも考えられる。 そこで、物価高対策の一つとして、外国投資を抑制する観点から、積み立て投資枠及び成長投資枠の年間投資枠や非課税保有限度枠について、外国投資額に制限を設ける規定を創設するなどの対策が必要である。	国民全体での自助による老後生活を積極的に進めるためには、投資に対する優遇措置は必要であるものの、現状のように大半の国民が外国への投資を行っている状況では、日本経済への影響（持続的な円安傾向）も大きく、物価高の悪影響も生じており、国民生活は苦しくなっている。 このため、新ニーサを一部改正することにより、経済政策の観点からも、外国への投資を抑制し、日本国内への投資を加速させて日本経済の発展に寄与することを期待したい。	租税特別措置法第37条の14
国の経済全体を考えると、同感ですが、個人的には分散投資の点からオールカントリーも残して欲しいというのが率直なところです。					
よくわからない。理由：投資家目線であると外国への投資は賛成(リターンやリスクの分散が可能)である。日本経済や国民目線であると海外への投資は日本の資金が外国へ流出したり、円安傾向になってしまったりするので反対である。立場によって判断がことなるので難しいです。					
「貯蓄から投資へ」の真意がどこにあるのかという問題だと思います。国民の意識変革を目的とするのであれば、現状の「何でもあり」かと思います。あるいは経済再生の一助という目的であれば、国内投資（株式・債権・不動産）に絞る必要があるかと思います。					
そもそもNISA自体が「金持ち優遇」になるため、個人的にはNISAに反対である。					
今回は提案しない。問題がある施策ではあるが、今後の運用がどのようになるか注視したい。					

	番号	税目	改　正　意　見	理　由	関係条文
安達幸男	5	所得税法	年末調整事務を簡素化するような税制改正を求める。	近年の税制改正では、政治家の選挙対策からか、定額減税や年収の壁撤廃（給与所得控除の引上げ、人的控除の引上げ）といった改正が実施されているが、他方で、財務省を中心に財源問題を理由として、一定の所得制限を設けたり、あるいは、段階的に逓減措置を設けるなど、非常に複雑な内容の改正となっている。 改正の方向性自体はおおむね良いとしても、このような複雑な改正によって、年末調整を受ける各会社員や年末調整事務を担う各企業や各事業者の負担は膨大なものとなっているものと想定される。また、税務申告を担う税理士としても、毎年細かな改正が続くことは非常に負担が重いものといえる。 本来、租税は国民全員に分かりやすい簡素なルールが求められていることからすれば、財源を理由として複雑な内容とすることは適当ではないし、年末調整事務を担う企業や事業者の負担も考慮すべき要因であると考える。	
	私も同意見です。これを分解すると、給与所得控除の簡素化、人的控除の簡素化、物的控除の簡素化などに発展するのかと思いますので、この意見は所得税の税制改正の理由に付すのが良いかと思います。　特に「特定親族特別控除」なんてナンセンスですよね。				
	この意見を提出する。理由：年末調整の事務負担が大きくなり、税の三原則の1つである簡素の原則に反するため。				
	年末調整に限らず、所得控除については簡素化すべきであるという意見書になっているため、今回は提案しない。				
石文妙子	6	所得税法	空き家特例の拡充	令和5年2月に被相続人の独身の妹が亡くなり、相続した姉（被相続人）が空き家特例を使い売却を検討していたところ令和7年1月に亡くなってしまい空き家特例が使えなくなってしまいました。 高齢化社会、また未婚・離婚などの増加で被相続人と相続人の年齢が近いことを考えると、「被相続人から相続または遺贈により取得した土地及び家屋を相続した」という要件を「被相続人（被相続人の被相続人を含む）」として被相続人の被相続人が亡くなった日から3年を経過した日の属する年の12月31日の要件をクリアしていれば空き家特例を使えるように要望したいと思います	措置法35条③
	事例のケースは、非常にレアケースであり、条文で規定するのではなく、通達で整理した方がよいと考えます。また、現行法の下でも適用可能とも考える見解もあるのではないでしょうか。参考「Q&A空き家譲渡特例のすべて（令和6年施行対応版）」（高橋安志監修）のP.31では少しケースが異なるが、「一次相続後二次相続発生の事例で被相続人から相続した相続人が本特例の適用を受けることができると考えています。」としています。 むしろ改正意見の「被相続人の被相続人が亡くなった日から3年を経過した日の属する年の12月31日」として、特例を適用できる期限が伸びてしまう点で問題があると思います。いずれにしろ二次相続が発生したとしても、被相続人が死亡した日から3年を経過した日の属する年の12月31日までとしないと、他の特例とのバランスが欠けることになると思います。				

	番号	税目	改　正　意　見	理　由	関係条文
			よくわからない。理由：現在は稀なケースであるため判断できませんでした。		
			東海会の会議においても「レアケースの場合には採用されない」旨を言われています。ただし、石文先生の言われるとおり、被相続人と相続人の年齢が近いとか相続人が高齢であるというのは、もうレアケースとはいえない現状です。そうなると、この特例について適用拡大も必要かと思います。 しかしながら、二次相続を受ける人は譲渡対価によって、譲渡所得税および相続税の納付が可能なため問題がないような気もしますし、空き家特例のそもそもの意味から考えると適用拡大が必要な気もします。		
			今回は提案しない。今後、もう少し具体的な不都合な事例を集積することにより、具体的な改正要望を提案できるようになれば、小規模宅地の特例のように少しずつ手直しが入ると思われるので、もう少し事例を収集したい。		
石文妙子	7	所得税法	空き家特例の拡充	空き家特例自体が耐震性のない家屋を取り壊すための政府の地震対策であると考えられるため、耐震性のない家屋の売却については相続開始後でなくても、5年くらいの期間を設けて売却を検討して頂ければ全国の地震対策にもなり、空き家問題もかなり解決するのではないでしょうか	
			この意見を提出する。理由：地震対策を推進する税制優遇は増やした方がいいため。		
			相続人のお話を聞いていると、空き家は遺産分割成立後すぐに売却する方と、当面維持する方と2つに分かれています。当面維持する方は、様々な理由（家族の意見が一致しない、売却したくない）があって5年間であっても売却しない可能性が高いようです。3年が5年に延長されたからといって、空き家問題が解決するとは思えません。それよりも、仮に適用可能期間を3年から5年に延長すれば、㋐適用前譲渡と対象譲渡を併せて1億円以下かどうかの判定期間が5年間に延びることになること、㋑居住用財産の譲渡の特例などについては他の特例を受けていないことの要件についても「前年又は前々年」から「過去5年間」他の特例を受けていないこととなることなど、納税者側にも不利益が生じるし、税務官庁にも負担が生じることにもなりかねません。		
			3年間という期限があったほうが空き家対策としてのインセンティブ効果が高いように思いました。		
			こちらは相続開始後でなく「空き家特例」ができる前（平成28年4月１日）以前に相続したであろう古い空き家が自宅近くに沢山あることを感じて提案したものです。空き家特例ができる前の相続によりそのままになっている耐震性のない自宅などが全国に沢山ありとても危険に感じます。5年でなくても良いのですが、期間を設けて過去の相続した耐震性のない家屋を早めに売却取り壊しすることで、国民の安全性につながるのではないかと思い提案しました。		
			今回は提案しない。空き家の問題については、税制改正によって解消を進めるのではなく自治体の施策が必要なのではないか。		

	番号	税目	改　正　意　見	理　由	関係条文
石文妙子	8	相続税法	連帯納付義務の見直し	兄弟姉妹の中にパチンコ依存症の方がいたりして兄がほとんどの財産を相続するが、その相続税がこちらに来るのではないかと心配されていました。ほかの兄弟は放棄したい気持ちはあるものの自宅の土地が親名義の土地の上に自分たちの自宅を建設したため、放棄もできないとのことです。	相続税法第34条
	令和8年度東海会の意見書において「相続税の連帯納付義務を廃止すること」というのがあります。これを発展させるような文言はありませんか？				
	この意見を提出する。理由：連帯納付は国としては納付漏れを防ぐことが目的であるが、連帯納付義務者にとっては担税力がない場合や心理的にも納付に理解しがたいこともあるため。				
	連帯納付義務の規定は、国税債権確保の目的でできた規定であるが、他の相続人に対して予期せぬ大きな責任（負担）が生じる事例が多数あったことから、最近の改正で納期限から5年以内に連帯納付の通知を発していない場合は、義務を受けないこととされた。これにより他の相続人の予測可能性は担保されていると考えられる。また、過去において大きな責任を負担することとなった事例は、いずれもバブル期の相続税について、その後バブル崩壊により大幅に評価額が減額となったため、徴収不足となったために過度な責任追及となったものである。所得税や法人税のように、所得（もうけ）があるところに課税される税金と異なるが、相続税は相続により財産を取得した相続人全員が他の者の納付の責任を負うものであるが、もともと相続という偶然の事情により取得したのであるから、他の相続人の税金について負担することになっても、バブル崩壊後とは事情が異なり、取得財産以上の責任を負うような事例は少ないのではないか。これに対して、贈与税の連帯納付義務は、贈与した者に責任を負わせるものであり、贈与者は贈与によって何ら取得するものがないので、相続税のケースとは性質が異なることから、贈与税の連帯納付義務は廃止してもよいのではないか。				
	東海会の意見書に記載されているため、提案しない。				
小嶋康典	10		事業承継税制の恒久化	今後、後継者がいない等の理由により廃業する企業が増えるとの予測がある。しかし、その対策が期限付き制度では長期的な事業承継計画が立てづらい。また、事業承継税制を使った場合、その後もずっと報告が必要となるのに対し、税制そのものは期限付きということでは、いずれ形骸化してしまうのではないか。	租税特別措置法第70条の6
	この意見を提出する。理由：後継者不足である状況で時間的制限があると、さらに後継者が見つからないケースも増えていくと感じたため。				
	事業承継税制は、もともと当然相続税が課税されるケースにおいて、一定の厳しい要件の下で、一定期間に限り、相続税の納税猶予、免除する制度であり、課税の公平という観点からは非常に問題がある制度であるが、国としては、課税の公平よりも中小企業の事業承継を円滑に進め、雇用の確保、日本の技術ノウハウを承継させることを優先することを政策決定をしたものです。したがって、もともとは課税の公平上は問題のある制度であり、非常に例外的なものであるであるので、期限付きとなることや厳しい要件が付くこともやむを得ないと考えます。租税特別措置法である以上、期限が来たら廃止すべきものと考えます。				

	番号	税目	改　正　意　見	理　由	関係条文
	租税特別措置法であれば期限が来たら廃止するのが当然だと思います。私の私見（根拠のない想像です）が、今回はテストケースとして試しているのではないかと思っています。現状のやり方で、事業承継が上手くいけば、続くでしょうし、少しずつ手直ししながら進めていくのではないかと思っています。逆に全く利用されないようであれば廃止されるでしょうが、課税の公平性をまで崩して導入した今回の制度は、何らかの形で続けざるを得ないのではないでしょうか。				
	今回は提案しない。「延長すべき」という意見と「簡素化すべき」という意見があるため、今後の運用を注視していきたい。				
小嶋康典	11		退職所得控除の調整規定見直し	現状、働き方が変わってきており、従来の終身雇用を前提とした税制では実態に合わなくなってきている。そのため、控除額の調整が必要である。	所得税法第30条
	よくわからない。理由：天下りの退職問題もあり、色々な立場の意見があるため				
	何年か前に、退職所得控除の適用の見直しがされています。単純に、天下りなどの退職金に対する課税強化の方向でした。短い期間に多額の退職金を受け取れるケースは少なく、庶民からすると全く関係の無いことでした。 今後、退職所得控除を調整しようとすると、やはり課税強化の方向になるでしょう。長年の功労とか老後資金の確保の面から、課税強化には反対です。				
	退職金は老後の資金として重要なもの。天下りなどの退職金は別として、一般の人の退職金課税強化には反対です。				
	課税強化の方向になってしまうため、提案しない。				
小嶋康典	12		ー削除ー		
小嶋康典	13		インボイス制度における免税事業者の経過措置恒久化	インボイス制度導入により、免税事業者から課税事業者へ移行した小規模事業者は、事務負担の増加と納税額の上昇に直面している。2割特例はこうした事業者の負担軽減と制度への円滑な適応を支える重要な措置であり、恒久化することで簡便な申告を維持しつつ、税制の公平性と安定的な税収確保にも寄与する。	消費税法第9条、第37条

小嶋康典

番号	税目	改　正　意　見	理　由	関係条文
この意見を提出する。理由：小規模事業者の負担(事務負担、税負担)が大きいため。				
税制改正意見書に記載されており、本年も継続されると思いますので、今回は提案しない。				
14		みなし譲渡	法人への遺贈があった場合において、場合によっては相続財産がない相続人に所得税が課税される可能性がある。一般の納税者には理解しがたい内容であり、また、担税力の観点からも改正が必要である。	所得税法59条
個人的にも、担税力の無いところに課税されることから、改正が必要と思います。ただし、どこに課税するのかという提案も必要ですので、皆さんの考えを教えてください。				
個人から法人への遺贈があった場合のみなし譲渡の規定は、個人から法人に対して土地を遺贈した場合、個人から法人には取得価額の引継ぎができないことから、被相続人が相続開始時にその時の価額(時価)で法人に対して譲渡したものとして、被相続人に対して被相続人の保有期間に対するキャピタルゲイン(値上がり益)に対して課税するものである。最高裁判決(昭和43年10月31日判決)においても、「みなし譲渡課税は所得のないところに課税所得の存在を擬制して課税するものでもなく、資産の移転時に時価を具体的に把握できるから、そこに担税力の存在を認めて課税されるものであり妥当」としている。 この場合、被相続人の譲渡所得の申告は、相続人が被相続人の所得税の準確定申告で行うことになっており、所得税の納税義務を承継する相続人は、場合によっては、相続財産は何ら相続しないにもかかわらず(被相続人に課税される譲渡所得税は、相続税申告書上は債務控除の対象にはなる。)、納税義務のみを承継するといったこともありうる。 しかしながら、このような問題が生じる原因は、主として法人への遺贈、すなわち遺言書の作成する司法書士、行政書士が、課税関係や税負担のことを考慮していないことに起因するのであって、税理士としては、納税者から事後的に課税関係の説明を求められてもいかんともしがたいといえる。通常、このようなケースでは、被相続人は相続人に遺贈の内容を伝えていないこともあって、問題をより複雑化させている。 今後、おひとり様が増えていくことからすると、NPO団体などの法人への遺贈を検討される方が増えてくると見込まれるので、税理士と司法書士等が協働して遺贈(遺言書の作成)を検討して勧めることにより、トラブルを防止するしかないのかもしれない。 なお、法人への遺贈では、団体側は、土地そのものを直接遺贈されるとそれを処分すると手残りが少なくなるので、一般的には土地そのものを受贈することは望まず、いったん相続人が土地を相続して、その後相続人が遺言に基づいて土地を換価処分した後にその代金(現金)を法人に対して遺贈するという清算型遺贈のパターンもあり、この場合も、さらに複雑な問題を生じることになる。				
上記の指摘に納得いたしました。制度そのものには納得できていませんが、仕方の無い事項であると思いました。この件に関しては、税理士として法人への遺贈についてメリット・デメリットの指導が必要です。実際、司法書士の先生から「え！そうなの」と事後に相談を受けた経験があります。				
提案しない。みなし譲渡の規定の立法趣旨を捉えつつ、それをどのように改正すべきかという解答が見つからない。				

	番号	税目	改　正　意　見	理　由	関係条文
今井克利	15		減価償却制度の見直し	スマートフォンの購入価格が20万円を超えている。円安および物価上昇のため、現状でも30万円を超える機種も登場している。一括償却や即時償却の適用がされない場合に、通信機器としての減価償却か電子計算機としての減価償却か見解が分かれるところである。 現状の減価償却制度が複雑であることと、上記のように分類において現代に則していないところがあるため、抜本的な改正が必要である。	
	令和8年度税制改正意見書において「金額基準については、現行の少額減価償却資産の基準金額が取得価額30 万円未満とされていることから、30 万円未満とすべきである。」としているが、今後、現状に合わなくなる可能性が高いので、もう一歩進めたい。				
	この意見を提出する。理由：少額特例や一括資産の税制が施行された当初から現在までの物価上昇率を加味して金額基準を変更する必要があるため。				
	税制改正意見書にスマホのことを入れられるか、そこまでしなくても、現状の意見書を継続していくだけでもいいのか、考えたいです。				
	昨年の意見書に記載されているため、提案しない。				
伊藤暢弘	16	所得税	申告期限の延長	3月15日の申告期限であるが、これを延長すること。 諸外国に比較しても短期である。（アメリカ翌年4月15日、ドイツ翌年5月31日、カナダ4月30日など）	
	令和8年度税制改正意見書において「所得税の確定申告の提出期間を3月１日から3月31 日までとすること。」としています。理由に諸外国の例を挙げることによって、発展させるか否か。皆さんで考えたいです。				
	提案しない。海外の申告期限を取り上げるとしたら、海外との税制の違いを考察する必要がある。				